

再犯・累犯者の社会内処遇

－拘禁刑の代替 山陰での裁判ケース－

廣澤 努・三宅孝之

はじめに

第1章 累犯犯罪者の科刑と社会内処遇

第2章 ケース概要、社会内処遇対象の犯罪類型

第3章 量刑判断と知的障害

第4章 鳥根県障がい者調査支援委員会の体制と課題

おわりに

はじめに

犯罪者処遇の重点が、施設内処遇から社会内処遇へ推移したといわれて久しい。このことは、懲役・禁錮の拘禁刑（自由刑）の執行は、犯罪者処遇の中心であったが、刑の執行猶予、保護観察付きの刑の執行猶予といった社会内処遇に積極的に重点を置く必要性が語られることを意味している。こうして、施設内処遇は、犯罪者処遇の最後の拠り所（ラストリゾート）として位置づけられるにつれて、他の社会内処遇が選択できない、あるいはでき難いことから来る消極的理由によって選択すべきではないことになる。しかも、今日、その収容対象者となりながらも、施設内処遇がその処遇効果を含め妥当でないとされる事例が、相当数見られるようになってきている⁽¹⁾。

しかし、現行刑法は、刑の執行猶予については素の宣告刑の上限は高く、3年とするものの（刑法25条1項）、刑の執行終了後5年以内の懲役・禁錮の拘禁刑（自由刑）の前科をもつ者は、再犯・累犯となる場合には、必ず実刑を言い渡され、刑事施設における施設内処遇を強いることになる（後述）。この現行法の再犯・累犯者に実刑を求める制度を再考することは、社会内処

遇の拡充とともに早晚その時期を迎えることに繋がるであろう。

この現行法のもとにあっても、刑の執行猶予を模索すべき事例が多々見られることも事実である。

本稿は、現行刑法上の刑の執行猶予の対象範囲を明らかにしたうえで、裁判実務に見られた一事案（ケース）を通して、再犯・累犯者につき社会内処遇を選択する場合の現状と課題を明らかにしようとするものである。

一事案とは、2014年3月28日、広島高等裁判所松江支部が、万引きをし窃盗罪により起訴された知的障害のある男性被告人について、第一審の実刑判決を破棄し、保護観察付執行猶予判決を言い渡したケースである。

この事件は、控訴審として初めて、「島根県障がい者調査支援委員会」の策定した更生支援計画について審理が行われたものであり、判決の行方が注目されたものである。

(1) 「万引きや無銭飲食を繰り返す高齢者や知的障害者等に対し、従前のように漫然と実刑を繰り返すのではなく、福祉の支援との連携を図りつつ起訴猶予や執行猶予にすることが模索されている」。小池信太郎「量刑における前科」刑事法ジャーナル39号（2013年）65頁。近時の論稿として、太田達也「福祉の支援とダイバーション—保護観察付執行猶予・条件付起訴猶予・微罪処分—」研修782号（2013年）3頁、松井洋「刑事判例研究448 同種事案で執行猶予中の知的障がい者を有する累犯者に対し『障がい者審査委員会』の審査を考慮し、これが提案する更生計画を遵守することを保護観察の条件として、再度の執行猶予を付した事例」警察学論集66巻11号（2013年）183頁以下、参照。

なお、本稿では、法律上の用語に従い、原則として「障害」を用いる。ただし、固有名詞または他の文献から引用する場合等には、原表記のとおり「障がい」と表記する。

第1章 累犯犯罪者の科刑と社会内処遇

わが国の現行法制のなかで、社会内処遇の対象者となる限界事例、すなわち、どの程度の犯罪と関係した量刑の場合にまで及びうのか。典型的には、

実刑に代えて刑の執行猶予となる事例は、保護観察が付されれば積極的な社会内処遇とすることができる。

量刑における社会内処遇の選択の可能性は、対象者が初犯者か刑法上の累犯者かで大きく違ってくる。社会内処遇の対象となる限界事例は、言い換えれば自由刑（わが国の懲役、禁固の拘禁刑が典型）の実刑が選択されるか否かの事例でもある。社会内処遇において、対象事例として初犯者の量刑としての自由刑のケースが下限事例とすれば、累犯者は実刑を科される可能性の高い上限事例といえる。

本稿で検討する被告人は、量刑として実刑に代えた社会内処遇、すなわち近時事例にあるような社会的自立援助の担保された保護観察付執行猶予、執行猶予の選択が典型となろう。

そこで、まず社会内処遇の上限対象事例を考えるうえで、刑事法上の累犯（再犯）加重について見ておく。

1 刑法の再犯、累犯規定と科刑

刑法は、累犯を、第一次的なものを再犯、その後を順次、二犯、三犯以上を包括する行為概念として用いている（刑法56条1項、59条）。この累犯は、犯罪学上の犯罪を反復・累積した犯罪者である常習犯罪者に繋がる犯罪者概念に親和性のあるものではあるが、「時間的経過をもつ複数犯罪がある場合、確定裁判を経た犯罪（前犯）に対して事後に位置する犯罪（後犯）」⁽²⁾をいう。刑法典は累犯に関する規定を総則に置いているが、累犯者が「常習性」を帯びた「常習累犯」についてはなく、各則に常習賭博（186条1項）を置き個別に考慮している。もっとも、常習性の認定によって、法定刑を加重する規定例は、特別法である「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」（2～4条）、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」（1条ノ3、2条）などにある⁽³⁾。

累犯は、自由刑のうち禁錮刑ではなく懲役刑の実刑に過去に処せられた者に限定して、刑を加重しようとするものである。具体には、刑法上、累犯は、その基本形態である再犯の規定を基に規定する。すなわち、再犯規定は3要件であり、①前犯が懲役刑であり、さらに罪を犯し（後犯）また有期懲役に

処せられる場合、②前犯の刑の執行後または執行免除後5年内に犯行が行われたこと、③後犯についても有期懲役に処せられるべき場合である（56条1項）。累犯（再犯）の刑は、後犯の長期の二倍以下（刑の上限）となる（57条）。

これらのことから、累犯窃盗に見られる累犯（再犯）事例にあつて、実刑を回避でき社会内処遇となるには、累犯であっても、刑の執行猶予の要件を充足する必要がある。このためには、後犯が①累犯加重があつたとしても、その他法律上の減軽、情状酌量減軽をすることによって、②1年以下の懲役または禁錮の言渡しの余地があることが充たされなければならない（25条2項）⁽⁴⁾。この場合に、保護観察付きの執行猶予が言い渡されるが（25条の2第1項後段）、保護観察は、対象者（累犯・再犯者）にとつても社会復帰に必要な社会的援助として構成することが好ましいであろう。

2 再犯・累犯者の刑の減軽

再犯・累犯者の法定刑レベルで、保護観察付きか否かは別として、刑の執行猶予が付される原則3年以下の宣告刑に如何に導けるかに重要性を見てきた。しかし、量刑においては、責任能力に係り心神耗弱の抗弁が認められれば、法律上の必要的な刑の減軽の可能性はある。今回事案にも見られるように知能指数（IQ）の程度によっては、この抗弁が認められ有期刑の二分の一が減じられることになる（刑法39条2項、68条3号）。さらには、酌量減軽によって、さらに刑の減軽がありうるのであり、弁護活動において、被告人による被害弁償、社会内処遇・受入れ態勢の整備等を整えることによって、裁判官の情状酌量を引き出すことができるか否か（刑法66、67条）は、社会内処遇の選択肢を確かなものにするためには、重要な意味をもっている。

(2) 三宅孝之「累犯加重」大谷實編著『法学基本講座 刑法総論 100講』（学陽書房、1983年）274頁。なお、累犯加重が二重処罰、一事不再理の原則に違反しないとするのが判例であるが（最大判昭24・12・21刑集3巻12号2062頁）、こ

の正当化根拠は今日見直される余地があると思われる。

(3) 盗犯防止法（昭和5年「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」）および暴力行為等処罰法（大正15年「暴力行為等処罰ニ関スル法律」）には、常習性による加重処罰規定を置いている。盗犯防止法では、常習性が、凶器携帯、現場共犯、門戸障壁等の踰越損壊・鎖錠開での住居侵入、夜間侵入等の方法での窃盗罪（刑235条）と認定された場合、3年以上の有期徒刑と法定されている（盗防2条）。その未遂罪（盗防3条）の場合には、10年内、3回以上の6月以上の刑の執行・執行免除があれば量刑が同じ3年以上の懲役となっている。この3年は、刑の執行猶予（刑25条）の対象と同一であり、3年に着目すれば、社会内処遇の対象罪名・刑の限界範囲として、考える余地があろう。これに対し、暴力行為等処罰法では、常習での傷害・暴行・脅迫・器物損壊で傷害に至った時、1年以上15年以下、それ以外の場合3月以上5年以下の懲役となっている（1条ノ3）。また常習面会強請・強談威迫行為は1年以下の懲役または10万円以下の罰金の法定刑である。ここでも、前述の目安の3年（以下）の刑が含まれている。常習性の犯罪にあっても、刑期の点からは、刑の加重はあるとしても、社会内処遇の判断余地のある上限3年の懲役刑が、刑期の点だけではあるといえる。犯罪者の常習性は加重刑となる要因としても、即実刑という論理展開をするものではなく、今日、刑の執行猶予、社会内処遇の考慮要因としうる。

(4) 法改正により、「犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるとき」、1年以上5年以下の期間、刑の執行の一部を猶予する制度、すなわち刑の一部執行猶予制度が導入された（新27条の2、3）。このため、現行の執行猶予は「刑の全部の執行猶予」と呼ばれるようになった。前田雅英（編集代表）『条解刑法（3版）』（弘文堂、2013年）53頁参照。

第2章 ケース概要、社会内処遇対象の犯罪類型

1 事案の概要

被告人Xは、鳥根県内に住む70歳代男性である。Xは、2013年3月19日午後3時47分ころ、スーパーの食品売り場において、乾燥スープ1箱（販売価格158円）を窃取したとして、在宅のまま窃盗罪で起訴された。

Xは、被害品を買い取り、被害店舗に謝罪の手紙を送付した。弁護人は、保護観察により再発防止の効果が期待できるとして、実刑ではなく刑の執行

猶予を求めた。

しかし、第一審（出雲簡判平25・8・29）は、「量刑の理由」においてつぎのように述べ、Xを懲役10月の実刑に処した。

「被告人は、平成15年6月に本件同種の万引きによる窃盗罪で、執行猶予付きの懲役刑の宣告を受け、その後平成22年2月に同様に万引きによる窃盗罪で保護観察を付された執行猶予付きの懲役刑の宣告を受け、その猶予期間満了から約1箇月後に本件犯行に及んだものであり、規範意識の鈍麻と遵法精神の欠如の傾向は、前刑における執行猶予付き判決や保護観察によっては矯正されることがなかったと考えざるを得ない。また、その犯行は、はじめから万引きをしようとしたものであって、計画的かつ大胆であり、その犯情は悪質で、その動機も、所持金の少なさから、安易に他人の管理する商品を万引きして、自己のために費消するという自己中心的なものであり酌量されるべき要素はない。

被告人は、本件発覚後は素直に万引きの事実を認め、また、警察の取調べにも応じ、被害品を買い取り、これらの自己の犯行を再度反省し、更生することを再び誓っており、被害額も比較的少額である。また、兄弟による再犯防止へ向けた被告人への働きかけもありうるということが認められる。しかし、被告人が日頃は新聞配達員として精勤していることを考慮しても、被告人の反省を長期間継続して規範意識、遵法精神の回復を社会内で行い、その更生を図ることは困難と考えられるので、被告人の年齢及び矯正施設における矯正教育による効果も併せて総合的に考慮し、主文のとおり判決する。」

これに対し、Xが量刑を不服として控訴した。

2 成育歴と生活環境

Xは、8人「きょうだい」（男女不詳）の第五子として誕生した。幼いころから理解力や判断力が劣っており、社会性に乏しかったという。

35歳ころに結婚したが、のちに離婚し、以後、独居生活を続けている。子どもはいない。

「きょうだい」との交流は、最近は年に1～2回程度であった。

中学校（普通学級）を卒業後、地元のパン工場に就職し、のちに県外の紡績工場等で勤務するなど、仕事は長続きしない傾向がある。本件当時は、新聞配達と畑仕事に従事していた。

収入は、新聞配達のアルバイト代（月額約2万2000円）および老齢基礎年金（月額3万7500円）であった。金銭管理は本人が行っていたが、家賃、光熱水費を滞納していた。

収入月額は最低生活費を下回っていたものの、生活保護の受給申請はしていなかった。

3 知的障害の判明

第一審判決文には、Xの知的障害についての言及が一切ない。これは、本件第一審判決後に初めて、Xに知的障害があることが分かったからである。

前述のとおり、Xは、理解力や判断力が劣っており、学力のレベルが低かった。しかし、家族を含め、Xに知的障害があるのではないかと疑う者はいなかった⁽⁵⁾。

Xに何らかの障害があるのではないかと疑問をもったのは、Xの弟Yである。Yは、第一審の判決言渡し期日のわずか5日前に、Xが訴追されていること（および前科「犯罪歴」）を知り、急遽、情状証人として法廷に立った。

Yは、尋問直後に判決を聞き、量刑の理由で述べられた文言は、果たして正常な人間に対して言う言葉なのだろうかとの疑問に思い、また、2度も刑事裁判を経験しているにもかかわらず、万引きを繰り返したことに衝撃を受けた。

そこで、Yは、第一審の弁護人に相談のうえ、Xに知能検査を受けさせた。その結果、Xは、軽度精神遅滞（IQ56、精神年齢9歳）と判定された。かくして、Xは、70歳を超えて知的障害が明らかとなり、療育手帳B⁽⁶⁾の交

付を受けるに至ったのである。

4 知的障害者の社会内処遇の必要性

Xは、本件に先立ち、万引きの窃盗罪による執行猶予付懲役刑の前科（犯罪前歴）2犯（前刑は保護観察付き）および万引きまたは室内狙いの窃盗前歴4回を有していた。いわゆる累犯障害者⁽⁷⁾である。

刑法39条は、心神喪失者の行為を無罪（不可罰）とし、心神耗弱者の行為は刑を減輕すると定める。つまり、知的障害があるとしても、心神喪失または心神耗弱と判定されなければ、刑が減免されるわけではない。したがって、心神喪失または心神耗弱に至らない知的障害者が犯罪を重ねれば、健常者と同様、刑務所に収容されることは避けられない。

しかし、知的障害者に自由刑を科しても、規範意識や遵法精神を身に付けさせ、再犯を防止する効果は期待できない。また、拘禁により職を失った知的障害者が刑期を終えても、その障害ゆえに十分な収入を得られる職に就くことは困難であるから、万引き等の軽微な盗犯に及ぶ場合が多いことは想像に難くない。彼らは、就職以外の社会生活の場面でも、差別的な取扱いを受けたり馬鹿にされたと感じたりして、報復として犯罪に及ぶこともあろう。施設内処遇の目的は、犯罪者の矯正と再社会化にあるとされるが、とくに知的障害者に関し、刑務所は、累犯障害者を生み出す温床になっている。

このため、知的障害のある犯罪者については、社会内処遇の必要性が訴えられることになる。

5 保護観察⁽⁸⁾

社会内処遇とは、犯罪者・非行者を矯正施設に拘禁・収容せずに専ら社会内で自律的な生活をさせながら、社会の成員として社会に統合・復帰させ、再び犯罪・非行に陥らぬようにするための処遇である。

わが国の代表的な社会内処遇の方法は、保護観察である。保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、

その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間篤志家である保護司が協働して実施する。保護観察官および保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項および生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなどの指導監督を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助などの補導援護を行う⁽⁹⁾。

保護観察は、対象者である犯罪者や非行者に対し、社会の中で通常の社会生活をさせながら条件として付した「遵守事項」を守るよう指導監督し、自助の責任があることを自覚させ、必要な補導援護を通じて改善更生を図ろうとするものである。遵守事項は、すべての保護観察対象者に共通する「一般遵守事項」と、個々の対象者ごとに保護観察官によって課される「特別遵守事項」とに分けられる。このうち一般遵守事項は、①一定の住居に居住し、正業に従事すること、②善行を保持すること、③犯罪性のある者または素行不良の者と交際しないこと、④住居を転じ、または長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること、である。他方、特別遵守事項は、対象者の事情に応じて個別具体的に定められる。

現行法上、保護観察の種類は5種類ある⁽¹⁰⁾。再犯・累犯障害者の場合、主に執行猶予者に対する保護観察（刑法25条の2第1項、旧執行猶予者保護観察法、現更生保護法）が問題となる。

わが国の刑法は、前述のとおり、つぎの場合に執行猶予を認めている。すなわち、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者、処せられたことがあっても、その執行を終わった日またはその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者が、3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することができる（刑法25条1項）。また、前に禁錮以上の刑に処せられ執行猶予中の者が、1年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状にとくに酌量すべきものがあるときは、再度の執行猶予が可能とされている（同条2項）。執行猶予期間中の保

護観察は、前者においては任意的であり、後者においては必要的である（刑法26条1項）。そして、執行猶予者を保護観察に付する場合、特別遵守事項は、保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所の意見に基づいて定めなければならない（更生保護法52条4項、刑法25条の2第1項）。

- (5) 70年以上、知的障害が疑われなかったことに疑問を抱く向きもあろう。しかし、Xは、好々爺という印象であり、外見から知的障害はうかがえない。また、一方の筆者（廣澤）は、控訴審においてXの国選弁護人を務め、控訴審判決後も面接を行っているが、Xとの意思疎通に特段の困難を感じたことはない。
- (6) 療育手帳は、障害者手帳の一種で、都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付するものである。障害の程度は、重度（A）とそれ以外（B）に区分される。
- (7) 累犯障害者の実態は、山本譲司氏の一連の著作（『累犯障害者』、『獄窓記』各新潮文庫）に詳しい。
- (8) 三宅孝之「社会内処遇の現状と問題点(1)社会内処遇の未来像」宮澤浩一・藤本哲也編『講義刑事政策』（青林書院新社、1984年）272頁。
- (9) 法務省法務総合研究所編『平成25年版犯罪白書』（2013年）「保護観察」68-75頁。
- (10) ①少年に対する保護観察（一号観察。少年法24条1項1号、更生保護法48条1号）、②少年院からの仮退院を許されている者に対する保護観察（二号観察。更生保護法48条2号）、③仮釈放を許されている者に対する保護観察（三号観察。同48条3号）、④執行猶予者に対する保護観察（四号観察。同条4号）、⑤婦人補導院からの仮退院を許されている者に対する保護観察（旧五号観察。新売春防止法26条、更生保護法附則5条）。

第3章 量刑判断と知的障害

1 量刑判断の基本原則

前述のとおり、わが国の刑法は、一定の条件のもと、執行猶予（および保護観察付き）を認めている。しかし、刑法には、量刑の基準ないし根拠を定めた規定はない。量刑の一般基準は現行法にはないが、刑法改正草案はつき

のように規定しており参考となる。

「刑は、犯人の責任に応じて量定しなければならない。形の適用にあつては、犯人の年齢、性格、経歴及び環境、犯罪の動機、方法、結果及び社会的影響、犯罪後における犯人の態度その他の事情を考慮し、犯罪の抑制及び犯人の改善更生に役立つことを目的としなければならない」（48条）。

判例は、刑の量定について、「事実審裁判所において、犯人の性格、年齢および境遇並びに犯罪の情状及び犯罪後の状況を考察し、特に犯人の経歴、習慣その他の事項をも参酌して適当に決定する」（最一判昭25・5・4刑集4巻5号756頁）、「被告人の性格、経歴および犯罪の動機、目的、方法等すべての事情を考慮して、裁判所が法定刑の範囲内において、適当に決定すべきものである」（最大判昭41・7・13刑集20巻6号609頁）という。

松尾浩也教授は、「刑の量定に際して、裁判所は、しばしば裁量的な判断を要求される。」⁽¹¹⁾として、量刑が裁判所の裁量的判断であることを認めている。

もっとも、松尾教授は、「裁判所の量刑判断を支えているのは、一方において刑罰とは何かという問いに関する理論の体系、他方において日々蓄積される実務の慣行にほかならない。前者は、裁判官に基本的な思索のわく組みを提供し、後者は、——俗にいわゆる——量刑相場を形成して、判断の安定性を高めているのである。」⁽¹²⁾とも述べ、量刑判断に何らかの原則があることを示唆する。

具体的な量刑判断における基本原則は、行為責任主義である。すなわち、刑罰のあり方を考える上で大きな視点である「責任」と「予防」の見地から、刑種の選択を含む具体的な量刑を決める柱となるのは、犯した行為に対する責任（行為責任）であり、行為責任以外の諸事情（一般情状）を考慮することはできるが、一般情状による調整は、行為責任によって定まる一定の幅（責任刑）の中で行われるべきであるという考え方である⁽¹³⁾。

裁判実務では、このような基本原則を踏まえたうえで、概ね、犯情と呼ば

れる当該犯罪事実に属する情状により、行為責任に応じた刑の大枠が決まり、その幅の中で、具体的な事案に即して、一般予防および特別予防という刑事政策的な目的も加味して検討する中で、一般情状を考慮し、最終的な量刑が決められていく⁽¹⁴⁾。

松尾教授は、情状をつぎのように指摘する。

「量刑の基礎となる事実を包括的に指し示す名辞で、犯罪事実に属するもの（いわゆる「犯情」）と、犯罪事実に属しないもの（狭義の「情状」）との両者を含んでいる。前者としては、犯行の手段方法、結果の程度態様、共犯関係など、犯罪事実自体のほか、これと密接に関連する事項として、犯行の誘因、直接的な動機、犯行準備の状況、被害者側の行為ないし事情、被告人の事後の行動ないし心情、犯罪の社会的影響などが挙げられよう。また狭義の情状は、被告人の年齢、前科前歴ないし生活史、健康状態、家庭環境、生活状況など、被告人の属性とみられる因子と、被害弁償、謝罪の努力、示談の成否ないし被害感情の強弱、社会事情の推移、関連法規の変動など、被害者および社会一般の側の状態を示す因子とから成る。これらは、被告人に有利に作用する場合もあれば不利に働くこともあるが、裁判所は、適法に知り得たすべての情報を総合的に判断して、妥当な刑の量定に努めるのである。」⁽¹⁵⁾

と。

2 知的障害という因子

知的障害は、被告人の属性であって、一般情状ないし狭義の情状として量刑に影響を及ぼし得る因子である。

裁判官による近年の研究⁽¹⁶⁾は、精神遅滞⁽¹⁷⁾を伴う被告人の処遇については、精神遅滞の程度、刑罰感受性、再教育・訓練を行える施設の有無、親族の保護監督能力などが考慮されることになると述べる。そして、知的障害者等について、親族のほか、福祉事務所のケースワーカー等の努力によって、

生活面での受入れ態勢の整備とともに、被告人の能力適性に応じた就労先、授産施設、作業所が確保され、社会適応力の増進が見込まれれば、再犯のおそれが減少し、社会内処遇の可能性が増すことになる。このような場合、教育的後見的処遇モデルが有効であるといえよう、とする。

しかしながら、この研究でも引用されているとおり、「地域社会において、矯正、福祉、医療、教育などの諸機関がきわめて密接な連携をとりながら、このような精神遅滞者を支えていくことが必須条件である」と考えられるが、「このような体制が十分整えられているとは考えられない」のが現状である。

3 知的障害者の処遇についての研究と実践

こうした現状を打開するため、近年、知的障害者の処遇についての研究が進められてきた。

その一つが、社会福祉法人南高愛隣会⁽¹⁸⁾を中心に実施された、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」である。

研究班は、法務省と厚生労働省の共同による「社会生活支援センター（仮称）」の設立を提言した。同センターは、矯正施設、更生保護施設と福祉サービス事業等をつなぐ架け橋となる施設として構想され、具体的には、福祉サービスや就労支援等に関する相談支援事業、矯正・更生保護施設と福祉機関との連携を行い、ケアの利用、福祉サービスのマネジメントを行うコーディネート事業等を実施すべきものとされた。

これを受け、厚生労働省は、2009年度に「地域生活定着支援事業」を創設し、高齢または障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備することにより、社会復帰の支援を推進している。

地域生活定着支援センターの第1号施設は、同事業に先立つ2009年1月、南高愛隣会の本拠地である長崎県に開設された（センターの当初の名称は、「社会福祉法人南高愛隣会地域生活定着支援センター」であった）。鳥根県地

域生活定着支援センターは、鳥根県が2010年4月に設置し、社会福祉法人鳥根県社会福祉協議会（以下「鳥根県社協」という。）に運営を委託している。

しかしながら、地域生活定着支援センターによる支援の対象は、矯正施設からの出所者に限定されている。出所者に対する支援が重要であることは言を俟たないが、それは自由刑を科した後の体制が整っているに過ぎない。そのため、一般情状として主張したとしても、障害者の社会内処遇の可能性を高めるものとはなるまい。裁判官をして社会内処遇を選択させるためには、地域社会における、被告人たる障害者の生活を支え、確実に更生に導くための体制の構築と、当該障害者に対する具体的な支援内容を明らかにしなければならない。

同様の問題意識から、同じく南高愛隣会を中心に、厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」が実施された。

同研究は、「触法・被疑者」となった障害者・高齢者の課題として、刑務所の前段階において、ハンディキャップをもつ障害者・高齢者に対する支援体制が不備であること、矯正教育においても、その特性に応じた刑事政策は存在していないこと、日本の量刑は犯罪に対する刑事責任の重さと価値的に同等の刑を科す「応報量刑主義」に基づいており、社会復帰につなげていくための、例えば障害者の「特性」に配慮した刑罰の執行という視点は生まれてこないこと、を指摘する。そして、現状を総合すると、現在障害者・高齢者は障害や高齢という「特性」に対する支援がないまま犯罪事実が認定され、刑罰が科される可能性が高い状況であり、こうした刑事司法の基本的な姿勢が本研究の課題となった「触法・被疑者」となる障害者・高齢者を生んでいるといえる、とする。

そのうえで、同研究は、被告人の「改善更生」および「再犯防止」を重視した量刑・刑事政策への転換（犯罪に至る背景や更生支援の可能性等を調査する「判決前調査制度」の導入、障害のある被告人を相当の期間、裁判所の観察に付し、その経過を見たうえで最終的な判決を下す、中間的処分の導入・活用）、高齢・障害者を対象にした「司法」と「福祉」が連携した刑事政策

の必要性（刑事手続の早い段階で司法手続きを回避〔ダイバージョン〕する障害者・高齢者を対象にした「第三の刑事政策」、矯正施設ではなく、障害特性に合わせ福祉の視点から専門的な更生支援を行う「社会内訓練事業所（仮称）」の設置、矯正施設退所者が中心となっている地域生活定着支援センターの業務内容の拡大等）を提言した。

2013年、「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」が提言した「司法」と「福祉」の連携を具体化するため、社会福祉推進事業「罪に問われた高齢・障がい者等への切れ目ない支援のための諸制度の構築事業」の一環として、宮城、和歌山、滋賀、鳥根および長崎の5県において、「調査支援委員会」が試行的に設置、運営された。

Xの控訴審において、鳥根県障がい者調査支援委員会は、重要な役割を果たすことになる。

- (11) 松尾浩也『刑事訴訟法（下）新版補正第2版』（弘文堂、1999年）131頁。
- (12) 同、132頁。
- (13) 司法研修所刑事裁判教官室『刑事裁判修習読本Ⅱ—これからの刑事裁判を担う人たちへ—平成20年版』52頁。三宅孝之「自由刑と量刑」『松岡正章先生古稀祝賀論文集』（成文堂、2005年）は、消極的責任主義に立った量刑内での社会復帰目的を考慮すべきとする。
- (14) 同（司研刑裁教官室）53頁。
- (15) 松尾・前掲同書、注（11）132頁。
- (16) 米山正明「被告人の属性と量刑」判例タイムズ1225号（2007年）4頁。
- (17) 「精神遅滞」は、正式には精神遅滞・発育不全であり、知的障害の精神医学上の用語の略称表現であるが、近時病名・用語翻訳に変更があり、知的能力障害群の上位概念のもとに、知的能力障害（知的発達症/知的発達障害）、全般的発達遅延等として変更されている。日本精神神経学会精神科病名検討連絡会「DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン（初版）」精神神経学雑誌116巻6号（2014年）429-457頁。
- (18) 本文で紹介した研究および事業の概要・報告書等は、南高愛隣会のホームページ（<http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/index.html>）に掲載されている。

第4章 島根県障がい者調査支援委員会の体制と課題

1 島根県障がい者調査支援委員会

島根県障がい者調査支援委員会（以下、本章では「委員会」という。）は、2013年10月15日、島根県社協に設置された。

委員会の設置目的は、罪に問われた障害のある（障害が疑われる）被告人に対して、その障害特性に応じた福祉による更生支援の必要性の有無等を中立公正の立場で専門的に調査し、適切な司法判断を求めることに資するところにある。

委員会は、保健、医療、福祉の各分野に関する学識経験者および実務経験者の委員により構成される。委員は、精神科医、心理判定員、精神保健福祉士兼社会福祉士、障害者相談支援専門員および学識経験者（島根大学法文学部准教授。委員長）である。事務局は、島根県社協に置かれる。

委員会は、弁護人の相談（調査依頼）があった被告人について、調査を行う。事務局は、①被告人の障害の程度・障害の特性・医療状況等、②成育歴・家庭環境・生活環境等についての情報を収集し、委員会に報告する。これらの情報に基づき、委員会は、被告人が罪を犯した背景・要因、福祉による更生支援の必要性・妥当性等について審査し、「調査支援結果報告書」を作成し、さらに、島根県地域生活定着支援センターと連携し、被告人の「更生支援計画」も作成する。更生支援計画とは、関係諸機関の支援のもと、福祉サービスを受けながら地域で自立した生活を送ることで被告人の更生を目指す計画である。同計画は、調査支援結果報告書とともに、刑事裁判において重要な書証として取り調べられることを想定しており、委員長から弁護人に提出される。弁護人による相談があってから、調査支援結果報告書または更生支援計画が提出されるまでの期間は定められていない。

2 調査支援の開始

Xが第一審で実刑判決の言渡しを受けたのは、2013年8月29日である。委

員会の設置が同年10月15日であるから、Xは、第一審において委員会の調査支援を受けることは不可能であった。

控訴審の国選弁護士（以下、この項ないし6項において「弁護士」という。）は、同月10日に選任された。同日、第一審の国選弁護士から、第一審判決後の重要な事情（知的障害の判明、生活保護の開始）について申し送りがあり、Yと連絡を取るよう指示があったが、委員会への言及はなかった。

後日、弁護士は、X本人およびYら「きょうだい」と面会した。その際、「きょうだい」は、控訴審で執行猶予判決が獲得できれば、新聞配達のアルバイトは辞めたいと、Xを知的障害者の作業所に通所させ、生活レベルの向上を目指したいとの希望を述べた。また、Xは金銭の計算がなかなかできず、年金の管理に不安があることから、福祉事務所の担当者に対して金銭管理の点検を依頼したこと、さらに、鳥根県社協による支援が見込まれることなどを伝えた。

「きょうだい」との面会を受け、弁護士は、同月30日、鳥根県社協に架電した。この電話で、鳥根県社協の担当者は、委員会が設置され、Xが調査支援の対象となり得ることを教示した。

弁護士は、10月31日、鳥根県社協に対し、Xへの福祉による更生支援の必要性の有無等についての調査を依頼し、翌11月1日付けで受理された。

このような経過をたどり、Xは、委員会の調査支援を受けることになった。

3 控訴趣意書の提出と第1回公判期日

委員会の調査が始まってから、弁護士は、控訴趣意書で主張すべき内容について、委員会事務局と調整を重ねた。

しかし、控訴趣意書提出期限を4日後に控えた2013年11月16日に行われた第1回委員会では、資料収集の途上であったことから、更生支援計画の具体的な審議はなされなかった。そのため、委員会および更生支援計画に関する主張は、以下のような抽象的な記述にとどまらざるを得なかった。

「鳥根県障がい者調査支援委員会は、被告人の障害特性に応じた福祉

による更生支援の必要性の有無等を専門的に調査・審査し、調査支援報告書を作成するとともに、鳥根県地域生活定着支援センターと連携して被告人に係る更生支援計画を作成する予定である。

更生支援計画とは、関係諸機関の支援の下、福祉サービスを受けながら地域で自立した生活を送ることで被告人の更生を目指す計画である。

前刑による保護観察期間中は被告人が再犯に及んでいないことからすれば、更生支援計画に基づいて被告人の更生環境が具体的に整い、関係諸機関が連携して被告人を支援することによって、地域社会における被告人の更生と再犯予防が効果的に実現できる。」

同時に、重要な書証となるべき調査支援報告書および更生支援計画の作成時期が未定であったことから、弁護人は、鳥根県社協および委員会に対し、遅くとも2014年1月25日までに作成するよう文書で申し入れるとともに、裁判所に対し、第1回公判期日に結審することなく、第2回公判期日を同年2月上旬ころに指定するよう要請した。あわせて、第2回公判期日が指定された場合、調査支援報告書および更生支援計画の取調べと、更生支援計画の作成経緯等について、証人尋問および被告人質問を請求する予定であることを裁判所に告知した。

第1回公判期日（2013年12月6日）では、Xの知能の判定結果、療育手帳、生活保護の開始決定等の書証が取り調べられた。そして、弁護人の要請が容れられ、第2回公判期日が2014年2月7日と指定された。

4 更生支援計画の作成

委員会は、Xとの面接や、福祉事務所職員らとの協議、関係機関による個別支援調整会議等を行うなど、更生支援計画の作成に必要な調査を実施した。

その結果、委員会は、2014年1月24日、Xの調査支援結果を弁護人に答申するとともに、更生支援計画を作成した。

調査支援結果報告書は、①背景・要因Ⅰ（障害特性、障害程度、医療状況

等)、②背景・要因Ⅱ(成育歴、家庭環境、生活環境等)、③更生支援(福祉による更生支援計画の検討/精査)、④必要な支援・環境(配慮/留意すべき点等)から成る。

同報告書は、被告人の障害特性について、「抽象的な質問に対しては、能力的に理解ができないためか、迎合的に頷く応答が多くみられた。」と述べる。

成育歴については、「弟妹や近隣者も、本人の障がいを理解していないため、怠けもの、変わりもの、甘えているなどと評価していた。」「本人との面談においては、「一人が楽だ。人と一緒にいると疲れてしまう。」と発言するなど、一人の時間を好む傾向もみられた。本人の障がい周囲に理解されず、健常者同様の役割を求められていたことの辛さが本人の人格形成に影響している可能性もある。」としている。

生活環境について、「昭和52年3月に現住所に転居し、独居生活を営んでいる。〔中略〕そのため、金銭管理を含めた生活全般に対する監督者・助言者が不在であった。」「金銭管理は本人が行っていたが、家賃やガス代を滞納させるなど適切な支出管理が出来ていない状況であった。」とする。

そのうえで、委員会は、「本人の障がい特性に照らせば、自身で金銭を管理し、計画的な支出を行うことは難しい。生活を安定させ、再犯を防止するためには、金銭管理面での支援が不可欠である。」として、金銭管理が更生支援計画の一方の柱と位置付ける。

また、特定の「商品を手に入れたという欲求を購入ではなく、万引きという形で表出させることについては、適切な買い物行動を学習させることで行動変容を促す必要がある。」、地域生活支援センターの「職員が買物支援を行っていくなかで、本人が適切な買い物行動を取れるように促していく。」と述べ、買い物支援が更生支援計画のもう一方の柱であるとする。

さらに、従来の「生活や就労を継続しながら、関係機関が定期的に訪問や面接を行い、生活上の困りごとや高齢による身体の衰えなどを早期に把握できる体制を作る。定期的に保護司宅を訪問していた保護観察付執行猶予期間

中には、窃盗事件を起こしていないことから、前回保護司を務めていた住職の寺への訪問を継続して行く」べきことを指摘する。

支援体制については、「地域個別支援調整会議を定期的を開催することで、他機関連携における情報共有を行い、適切な支援が行われる体制を構築する。」「支援当初は地域生活定着支援センターが支援の中心的役割を担うが、支援体制が構築できた時点で相談支援事業所が支援の中心的役割を担うよう支援の中心を移行させていく。」「本人が信頼できる職員のみを買物同行を担当させるなど、本人の心情に配慮した支援を行う必要がある。」ことを提案する。

他方、更生支援計画は、当面および今後の支援目標に基づき、医療面、収入面、居所・生活面、就労面（日中活動）の各領域について、支援内容および実施方法を提示している。

当面の支援目標は、住み慣れた住宅での生活を継続し、生活保護ケースワーカーおよび日常生活自立支援事業の生活支援員の定期的な訪問を受けること、人間関係を増やして相談先を確保し、社会的孤立を防ぐこと、および、障がい者福祉サービス利用への働きかけを行うことである。

今後想定される支援目標は、①将来に向けて、本人が目的や役割を持って生活できる機会を整え、多くの人と接する場を作ること、②障害者総合支援法の認定区分を受け、買い物支援を受けること、および③介護保険サービスの利用の働きかけを行うことである。

支援内容を一言で述べれば、関係機関が連携し、Xの見守りを綿密に実施することである。関係機関は、島根県地域生活定着支援センターで開催される地域個別支援調整会議（将来的には、障害者相談支援事業所を中心としたケース会議）に参加し、役割分担をして支援体制を構築する。それぞれの関係機関は、少なくとも月1回はXに面会し、見守りを行う。見守りの際に得られた情報は、爾後の支援に資するため、地域個別支援調整会議の場で共有される。

5 第2回公判期日

第2回公判期日において、弁護人は、調査支援結果報告書および更生支援計画の取調べを請求した。検察官の同意により、これらの取調べが行われた。

また、弁護人は、委員会の構成員である精神保健福祉士兼社会福祉士の証人尋問を請求した。尋問事項は、調査支援結果報告書・更生支援計画の作成経緯、Xの障害の特性、Xに対する福祉による更生支援の内容等に関してであった。検察官は、必要性を欠き、また、委員長ですらない一委員に尋問すべきではない旨の証拠意見を述べたが、裁判所は証人を採用した。

弁護人による主尋問は順調に続いたが、刑務所における矯正教育よりも有効か否かという最後の質問の際、検察官から異議が出された。その理由は、更生支援計画は、刑事施設における処遇の当否を含むものではないという趣旨であった。

確かに、更生支援計画は、施設内処遇と社会内処遇との比較を論ずるものではない。その意味で、検察官の異議は不当とはいえない。

しかし、委員会の作成した更生支援計画が取り調べられるのは二例目であり、広島高裁松江支部では初めての取調べである。書証の取調べのみに終われば、更生支援計画の証明力が文字通り裁判官の自由な判断に委ねられることになりかねない。弁護人としては、裁判官が確信をもって社会内処遇を選択する可能性を高めるべく、施設内処遇よりも社会内処遇が効果的であることを明らかにする必要がある。弁護人は、更生支援計画の有効性を明らかにするために必要であることを訴えたところ、尋問の続行が認められた。

弁護人が改めて行った最後の質問に対し、証人は、誤学習によって欲しい物を万引きするという不適切な行動パターンが定着していることが問題であり、正しい行動パターンを学習し直すことが必要であること、Xの障害特性からすると、抽象的な思考によって学ぶことは困難であり、具体的な体験を通して学習することが有効であること、更生支援計画は、具体的な体験を通して学ぶことができる枠組みになっていることを証言した。

検察官は、反対尋問において、更生支援計画をXに強制するとすれば、保

護観察が付されなければならないのではないか、と質問した。証人は、すでにXと支援者との関係性はできつつあるが、保護観察が付されればより確実であると思う旨証言した。

委員会の設立経緯や実績等を中心に補充尋問が行われた後、被告人質問が実施された。控訴審は、周りの人たちに感謝しているという被告人の供述をもって結審した。

6 控訴審判決

控訴審は、原判決宣告時においてみる限り、その量刑は相当であったとする一方、更生支援計画によってXを支援する体制が整ったことを認める画期的な判決を下した。破棄の理由を以下に引用する。

「 原判決後、被告人は、生活保護受給決定を受けたことにより、老齢基礎年金（月額3万7500円）及び新聞配達収入（月額約2万2000円）に加えて生活保護費を得ることができるようになったこと、それまで被告人が滞納していた市営住宅の家賃は被告人の弟、妹が立替払いをし、その後の家賃については支払先に直接送金される扱いとなったことによって、被告人の家賃滞納問題は解消されたこと、被告人は、平成25年9月12日に受けた知能検査の結果、IQ56、精神年齢9歳との判定を受け、同月24日、療育手帳（障害の程度B）の交付を受けたこと、県社協〔社会福祉法人島根県社会福祉協議会〕が県センター〔島根県地域生活定着支援センター〕と連携して被告人に係る更生支援計画を策定し、これによって、計画的に金銭を管理することが困難な被告人に代わって、県社協が被告人名義の通帳並びに年金収入及び公共料金等の定期的な支出を管理し⁽¹⁹⁾たり、女性物雑貨を購入したいとの被告人の特性に沿って、県センター⁽²⁰⁾が被告人に適切な買い物を支援したりするなど金銭管理面のほか、医療、住居、就労等被告人の日常生活全般を含めて、県社協や県センター等の関係機関や、被告人の弟、妹、前回判決後に被告人の担当保護司となったM住職らが協力

して、被告人の生活全般を支援する体制が整えられたことが認められる。

上記の事情に加え、被告人は、執行猶予期間中にM住職と定期的に面会をしていた間は万引きをしておらず、また、当審において、上記支援体制の下で更生する旨述べていることを併せ考慮すれば、被告人の前記前科等に照らすと容易ではないと考えられるものの、現時点において、被告人が、上記の支援体制及び保護観察による監督の下で、社会内で規範意識を涵養し、再び窃盗に及ぶことなく更生することの可能性も否定し難いというべきである。』

控訴審は、このように判示し、懲役1年6月、執行猶予5年の判決を言い渡した。執行猶予の期間中、Xは保護観察に付され、更生支援計画のもと、関係機関の支援を受けながら生活することが特別遵守事項とされた。

7 弁護人からみた問題点

広島高裁松江支部は、Xの社会内処遇（保護観察付執行猶予）を選択した。この判断に、更生支援計画の策定が大きく寄与したことは間違いない。

しかし、弁護人の立場で考えると、委員会および更生支援計画にいくつかの問題点があることは否定できない。

(1) 更生支援計画の実効性

関係機関の連携によって支援体制を構築しても、更生支援計画には強制力がない。社会内処遇が施設内処遇よりも有効であることを明らかにできたとしても、あくまでそれは被告人が任意に計画を遵守した場合の効果に過ぎず、被告人に計画の履践を強制する根拠はない。

反対尋問における検察官の指摘は正鵠を射ており、控訴審が、更生支援計画のもと、関係機関の支援を受けながら生活することを特別遵守事項としたのも、更生支援計画に強制力を付与するためである。

ところが、判決後、保護観察所は、更生支援計画の内容は特別遵守事項にならない、という見解を明らかにした。

この見解が誤りでなければ、現行制度上、更生支援計画は強制力を有し得ないものと思われる。この事実が殊更強調されれば、裁判官は、社会内処遇の選択を躊躇するであろう。また、今後、障がい者調査支援委員会および更生支援計画の仕組みを全国展開するうえでの障害にもなりかねない。

筆者の懸念が杞憂に終わるよう、更生支援計画に強制力を付与し、実効性のあるものとする制度的な担保が不可欠である。

(2) 更生支援計画の作成期間

委員会設置の根拠規定には、弁護人による相談（調査依頼）があってから調査支援結果報告書または更生支援計画が提出されるまでの期間が定められていない。

Xの控訴審では、弁護人が、島根県社協および委員会に対し、遅くとも2014年1月25日までに作成するよう文書で申し入れ、これを前提に第2回公判期日が指定された。更生支援計画の作成が遅れていれば、控訴審判決に更生支援計画が十分に反映されなかったおそれもある。

訴訟の無用な遅延は避ける必要があるし、また、更生支援計画の作成の遅延が、被告人の不利益に働くことがあってはならない。

更生支援計画の標準作成期間の定めを設けるとか、相談（調査依頼）から一定期間内に弁護人に対して作成時期の見込みを伝えるなどといった運用をすべきである。

(3) 勾留中の被疑者または被告人の調査

Xは勾留されていなかったため、委員会による調査が円滑に行われたものと考えられる。

仮に、被疑者または被告人が勾留されている場合、弁護人以外の者の面会時間は限られ、調査は困難を強いられよう（知的障害のある被告人が接見禁止とされることは考えにくい、その場合、被告人本人の調査は不可能である）。

例えば、被疑者または被告人の障害の有無や障害の程度の調査は不可欠であるが、勾留前に障害が明らかになっていない事案において、勾留されてい

る被疑者または被告人に対し、一般に行われているのと同様の知能検査等を実施できるのか、といった問題である。

被疑者または被告人が勾留されている場合、検察や警察に対し、委員会（事務局を含む）や医師等による面会、調査への理解と協力を求める必要がある。

（4）障害に関する弁護人の知識ないし能力

委員会は、弁護人の相談（調査依頼）を受けて調査を行う。

仮に、被疑者または被告人の知的障害を家族や捜査機関が関知していない場合、弁護人が障害を疑うことがなければ、調査支援は開始されない。つまり、弁護人に障害の発見が委ねられることになるが、大多数の弁護士は、障害に関する知識や能力が不足しており、精神障害と知的障害の区別も容易にはできないと思われる。

弁護士には、研修等を通じて、精神障害、疾病分類等についての知識を深めることが求められる。

（5）国選弁護報酬

国選弁護人の活動の成果として、刑の減軽嘆願書を取得したり、私法上の和解契約を成立させたりしたような場合、これらを証明する書面が公判において取り調べられれば、特別成果として、国選弁護報酬が加算される。

更生支援計画は、国選弁護人の活動の成果として策定されたものである。しかも、それが公判において取り調べられたのであれば、国選弁護報酬の算定に当たり、一定の加算がなされる必要がある。

そこで、Xの控訴審弁護人は、日本司法支援センター（法テラス）に対し、裁判所が、弁護人の調査依頼によって策定された更生支援計画によりXの支援体制が整えられたことを認め、執行猶予判決を言い渡したことを考慮し、特別成果に準じて国選弁護報酬を算定するよう申し入れた。

しかしながら、こうした事情は一切考慮されることなく報酬が算定された。

障がい者調査支援委員会および更生支援計画の枠組みを弁護士の間に浸透させるためには、同計画の策定に要した弁護人の時間と労力が適正に評価さ

れなければなるまい。

- (19) 島根県社協が市の社会福祉協議会に委託している日常生活自立支援事業を利用し、市の社協が、通帳の管理等を行う。
- (20) 正確には、島根県社協が運営する島根県地域生活定着支援センターではなく、他の社会福祉法人が運営する「地域生活支援センター」が買い物支援を行う。

おわりに

障がい者調査支援委員会を活用し、第一審の実刑判決が覆されたのは全国初だという⁽²¹⁾。Xの弁護人は、委員会事務局と連携しながら弁護活動を行った。関係諸機関の支援が早期に得られ、適切な時期に更生支援計画が策定されたのは、事務局の努力に負うところが大きい。特筆すべきは、当時、事務局に弁護士が配属されていたことである。刑事事件と福祉の双方に精通した弁護士の存在が、Xの社会内処遇の実現に果たした役割は小さくない。

本事件は、現行刑法の枠内においても、再犯・累犯者の社会内処遇は、処遇効果の期待できない施設内処遇の代替案として、社会内の処遇意見の提示と処遇態勢を具体的に提示することによって、保護観察付きの刑の執行猶予という形態で可能であることを示すものであった。

今後、罪を犯した障害者の社会内処遇が積極的に選択されるためには、保護観察付きの刑の執行猶予に関する現行刑法の拡大適用に向けた見直し、さらには障がい者調査支援委員会の制度的強化および同委員会に関与する弁護士を増員していく必要があることを付言し、擲筆する。

(21) 朝日新聞（2014年3月29日）社会面。

* 本稿の執筆分担はつぎのとおり。「はじめに」、「おわりに」は共同、「第

1章」は三宅、「第2章」～「第4章」は廣澤。